

福岡県公報

平成20年8月29日
第2867号

目次

告示(第1397号 - 第1421号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
土地改良事業の認可申請の適否決定	(農村整備課)	2
土地改良事業の認可申請の適否決定	(農村整備課)	3
土地改良事業の同意	(農村整備課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
飼料の試験結果の概要	(畜産課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
クリーニング業法に基づく研修の指定	(保健衛生課)	5
クリーニング業法に基づく講習の指定	(保健衛生課)	6
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	6
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	7
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	9
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	9
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	10
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	10
土地改良区の設立の認可申請の適否決定	(農村整備課)	10

公告

一般競争入札の実施	(システム管理課)	10
-----------	-----------	----

公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	12
-----------------	---------------	----

正誤

保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成20年4月福岡県告示第718号) 中正誤	15
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成20年5月福岡県告示第762号) 中正誤	15
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成20年5月福岡県告示第805号) 中正誤	15
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知(平成20年7月福岡県告示第1226号) 中正誤	15
福岡県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の整備に関する規則(平成20年福岡県公安委員会規則第12号) 中正誤	15

告示

福岡県告示第1397号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市勢田1010 - 1 及び1016 - 1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市新立岩5番5号
飯塚市長 齋藤 守史

福岡県告示第1398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年8月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	庄 伊 田 線	田川市白鳥町2096番1先から 同市白鳥町2109番1先まで

福岡県告示第1399号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日

北九州市小倉南区	平成20年7月25日
----------	------------

福岡県告示第1400号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女郡広川町大字藤田地域	平成20年8月11日から 平成20年9月30日まで

福岡県告示第1401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の認可申請を平成20年8月12日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
前原市土地改良区	農道整備事業 （瀬戸地区）	土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年8月29日から 平成20年9月30日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農道整備事業 （王丸地区）	土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年8月29日から 平成20年9月30日まで	前原市役所

前原市土地改良区	農道整備事業 (高祖地区)	土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年8月29日から 平成20年9月30日まで	前原市役所
----------	------------------	---------------------	------------------------------	-------

福岡県告示第1402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の認可申請を平成20年8月13日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業 (脇地区)	土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成20年8月29日から 平成20年9月30日まで	糸島郡志摩町役場

福岡県告示第1403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
柳川市	農業用排水施設整備事業 (筑後川下流左岸地区)	平成20年8月11日

福岡県告示第1404号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称（第2工区）
太宰府市高雄6丁目4227 - 397、4227 - 398、4227 - 408、4227 - 409、4227 - 503から4227 - 524まで、4589 - 21及び4589 - 22
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前2丁目19番17号
株式会社西日本トラスト 代表取締役 中嶋 凡夫

福岡県告示第1405号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成20年7月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要 () 内は表示成分									違反の内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal / kg	その他 の検査 %	
合名会社塚本食糧工 業所 朝倉市甘木2413 - 1	同 左	皮つき圧ぺん麦	平成 20年 7月	11.0	表 2.1	示 0.04	な 0.30	し 3.7	2.1			水分 10.6	
		加熱圧ぺんとうもろ こし	平成 20年 7月	7.5	表 3.6	示 0.01	な 0.25	し 1.6	1.2			水分 14.0	
中島精麦工業株式会 社 久留米市津福今町586	同 左	加熱圧ぺんとうもろ こし	平成 20年 7月	7.2	表 2.9	示 0.01	な 0.20	し 1.7	1.0			水分 11.8	
		皮つき圧ぺん麦	平成 20年 7月	11.2	表 2.1	示 0.04	な 0.31	し 3.8	2.1			水分 10.6	

福岡県告示第1406号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人コデックス

(2) 代表者の氏名

杉本 佳子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番21号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会とアート、特にパフォーマンスアーツとの新たな関係を創造し、誰でもが創造することの楽しさ、素晴らしさを楽しみ、生きる力を得ることの出来る、自由で豊かな地域社会の実現に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1407号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ねぎぼうずの里

(2) 代表者の氏名

溝野 妙美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区富士見1丁目5番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方々に対して、住み慣れた地域の中でご本人とご家族が安心して暮らしていくための活動の促進と福祉の向上のための事業を行う。「支援を必要とする人に、必要なだけ、必要なサービスを」を目指し、重い障害のある人もひとりの市民として社会参加し、障害のある人もない人もともに暮らしやすい街づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1408号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 障害者サポート委員会

(2) 代表者の氏名

濱島 一義

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市行事一丁目9番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対し、自立支援をより積極的に推進すると共に、福祉施設の運営や日常生活の支援・相談に関する事業を行い、地域との交流を通じて、自立と社会参加を前進させ、障害者福祉の増進に寄与していくことを目的とする。

福岡県告示第1409号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人知求工房アビリティ

(2) 代表者の氏名

山本 泰子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区花畑2丁目33番24号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、自閉症児・者が地域社会で自立した生活を送るための事業を行い、より良い成長と豊かで穏やかな生活づくりに貢献するとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、自閉症児・者とその他の障害を有する人たちに、地域社会で自立した生活を送るための事業を行い、より良い成長と豊かで穏やかな生活づくりに貢献するとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1410号

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、告示する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成20年10月26日	久留米市民会館	久留米市城南町16番地の1
平成20年11月16日	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地の41
平成20年11月20日	ウエルとばた	北九州市戸畑区汐井町1番6号
平成20年12月7日	クローバープラザ	春日市原町3丁目1番地7

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）
洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）
洗たく物の処理 1時間（1時間）
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

研修受講料 5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

福岡県告示第1411号

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、告示する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成20年11月12日	ウエルとばた	北九州市戸畑区汐井町1番6号
平成20年11月25日	クローバープラザ	春日市原町3丁目1番地7

4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）
洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間（1時間）
洗たく物の処理 1時間（0.5時間）
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）
注（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

講習受講料 4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

福岡県告示第1412号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ドットあ～るzone須恵

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1051番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コマースナル・アールイー	東京都中央区京橋二丁目4番12号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コマースナル・アールイー	東京都中央区京橋二丁目4番12号
未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年4月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,935平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1051番1 外	485
---------------------------	-----

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1051番1 外	256

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1051番1 外	100

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1051番1 外	74.75

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コマースナル・アールイー	24時間	
未定	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4ヶ所 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字サル田1051番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1413号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ルミエール水巻店

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目453番地1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
三角商事株式会社	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 魚町センタービル6階

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
三角商事株式会社	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号 魚町センタービル6階

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年4月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,339平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目453番地1 外	160

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)

福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目453番地1 外	100
-------------------------	-----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目453番地1 外	180.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目453番地1 外	77.96

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5ヶ所 福岡県遠賀郡水巻町立屋敷一丁目453番地1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1414号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ヤマダ電機テックランド志免店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77 - 1

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

前面道路は通学路となっているので、搬入車の出入について、児童・生徒の通行に十分注意すること

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

西側道路入口の安全性について、地元住民から強い要望が出ており、対応をお願いします。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

家電リサイクル法に則り実施すること
携帯電話、電池の回収に努めること

(4) 騒音の発生に係る事項

店舗裏側住民と店舗西側道路住民に騒音問題が発生する懸念がある。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1415号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ御笠川店

(2) 所在地 福岡県大野城市御笠川四丁目13番26号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1416号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市上有木字向畑1173 - 1、1174 - 3、1181 - 3から1181 - 5まで、1182 - 11、1182 - 13、1184 - 1から1184 - 4まで、1185、1186、1187 - 1、1187 - 2、1188 - 2、1193 - 11、1195 - 1、1195 - 4及び1195 - 5並びに道路等である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

愛知県豊田市本町中根98番地

司企業株式会社 代表取締役 庄司 只功

福岡県告示第1417号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく今川水系今川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県土整備部河川課並びに福岡県行橋土木事務所及び福岡県田川土木事務所において閲覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1418号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく板櫃川水系板櫃川に係

る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州土木事務所において閲覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1419号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく金山川水系金山川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州土木事務所において閲覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1420号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく佐井川水系佐井川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県豊前土木事務所において閲覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第1421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成20年8月20日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市金武西土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	平成20年8月29日から平成20年9月30日まで	福岡市西区役所

公 告

公告

福岡県が発注する福岡県行政ネットワーク拠点UPSバッテリー交換工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成20年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 工事名
福岡県行政ネットワーク拠点UPSバッテリー交換工事
- 2 工事場所
福岡県内の出先機関、東京及び大阪事務所
- 3 工事概要
UPS用バッテリー交換工事（通信機器の調整等含む。）
福岡県内出先機関、東京及び大阪の120箇所
- 4 交換部品
バッテリー BTP-15FG/REI 120組
（UPS 株式会社製 BM1500-5FNG/REI用）
- 5 工期
契約締結日から平成21年3月13日まで
- 6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部システム管理課情報基盤班（県庁行政棟6階）
電話番号 092 - 643 - 3194

7 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

電気通信一式工事について、「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年8月福岡県告示第1397号）」に定める資格を得ている者（平成20年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿登載者）

8 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年9月12日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではないこと。
- (2) 本件工事と同種・同規模工事（電気通信工事）及びデータ通信機器（ルータ、インテリジェントハブ、メディアコンバータなどのネットワーク機器）の知識及び運用管理の実績をもち、迅速かつ確実に履行できると認められる者。

なお、実績を証明する書類を提出すること。

- (3) 当該工事に専任で配置できる主任技術者又は監理技術者を有すること。
- (4) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2 総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- (5) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（平成19年3月19日18管行第11422号 総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく期間中でないこと。
- (6) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。）

9 入札説明書の交付

- (1) 期間

平成20年9月1日（月）から平成20年9月12日（金）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 場所

6に同じ。

10 契約条項を示す場所

6に同じ。

11 入札参加申込みの受付

- (1) 申込受付期間

平成20年9月1日（月）から平成20年9月12日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

- (2) 受付場所

6に同じ。

12 入札書の提出場所及び提出方法

- (1) 入札書の提出場所及び提出方法

ア 入札は、6の場所へ書面により、14(1)の日時に直接提出すること。

イ 入札執行回数は、1回とする。

ウ その他、入札説明書及び入札心得の規定による。

13 工費内訳書の提示

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工費内訳書の提示を求める。

14 開札の場所及び日時

- (1) 日時

平成20年10月30日（木）午前10時00分

- (2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部システム管理課（県庁行政棟6階）

15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証担保契約（見積金額の100分の5以上）を締結

し、その証書を提出する場合

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と同種・同規模の契約を（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する場合

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書、現場説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が15に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

17 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、価格が予定価格の算出基礎となった直接工事費の額及び共通仮設費の額

に現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た金額を合算した額に満たないときは、調査の上、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

18 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第285号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成20年8月29日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

- (1) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証または講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年10月1日（水） から同年10月8日（水） までの間	午前9時30分から午後 4時35分まで（最終日 の講習については午後	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

0時10分までとし、その後修了考査を実施する。)

(2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年10月14日（火）から同年10月15日（水）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については休講とする。

3 受講定員

各講習30名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和

61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記(1)アからオまでのいずれかに該当するもの

5 受講申込方法等

(1) 受付期間

平成20年9月16日（火）から同年9月19日（金）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 申込方法

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時まで、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習受講手数料

(1) 新規取得講習

38,000円

(2) 追加取得講習

14,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申し込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

7 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

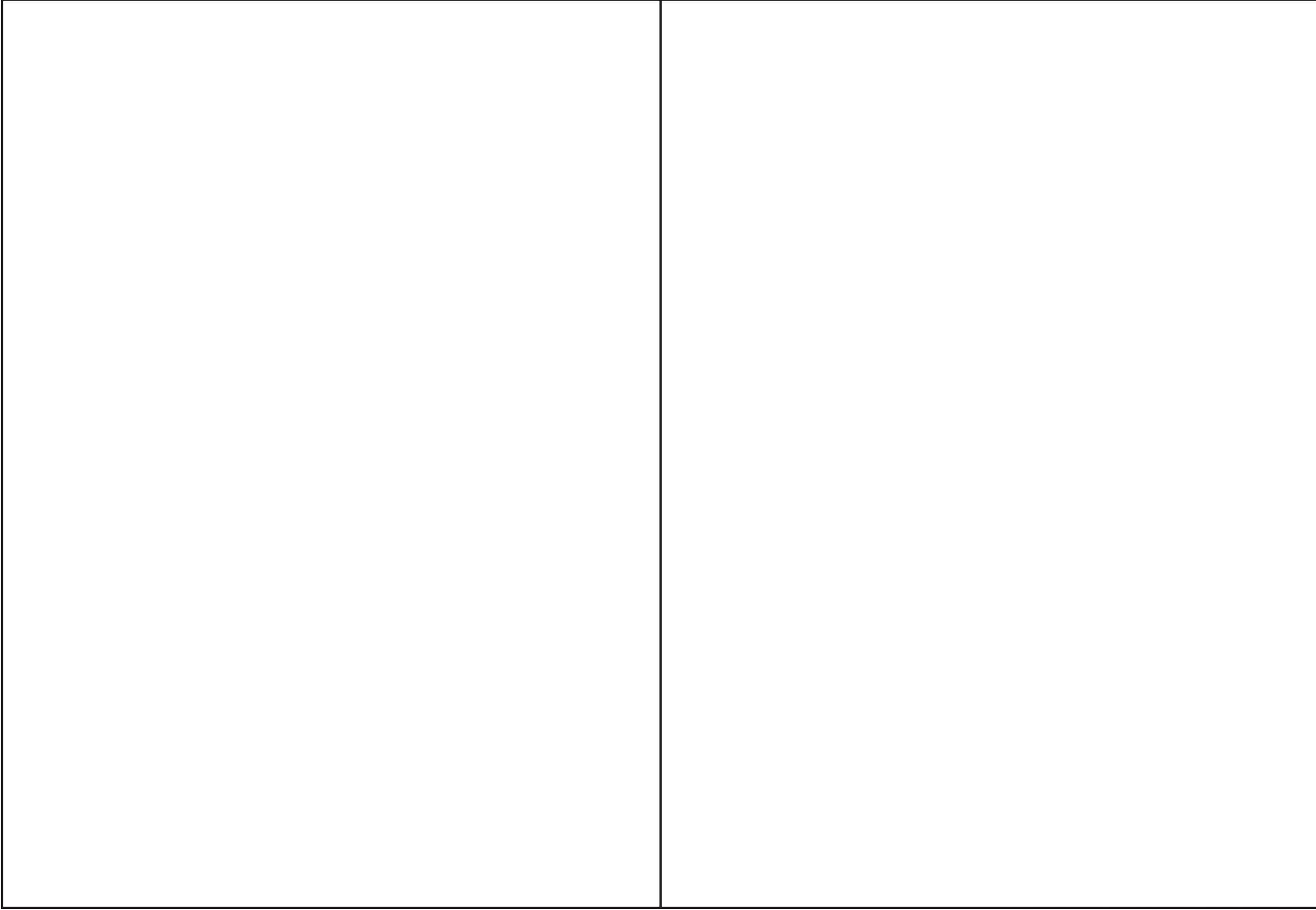
(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
20・4・28	2816	告 示	718	2		○	後から 5	追加	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を
20・5・7	2819	告示	762	3		○	11		宮若市	宮若市
							後から 4		宮若市役所	宮若市役所
20・5・16	2823	告 示	805	5		○	後から 6		宮若市	宮若市
								○	7	
20・7・23	2851	告 示	1226	3		○	17	追加	610の1地先・669の2地先	610の1地先
20・8・18	2862	福岡県公安委員会規則	12	6		○	10	表中	五十音順による片仮名	音順による片仮名



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号

福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 九州チエージェンツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています